

平成29年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

1 1

(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

資 料

〔 目 次 〕

福祉用具専門相談員の資格要件について【貸与・販売】	1
福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】	2
福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について 【貸与・販売】	3
福祉用具サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）について【貸与・販売】	4
軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】	5
介護保険給付の対象種目か否か判断が難しい福祉用具について【貸与・販売】	8
歩行器について【貸与】	9
複合的機能を有する福祉用具について【貸与・販売】	10
ハンドル形電動車椅子の貸与について【貸与】	11
福祉用具貸与に関する質問事項等について【貸与】	14
実地指導における指摘事項について【貸与・販売】	17

福祉用具専門相談員の資格要件について【貸与・販売】

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令第 397 号)により、平成 27 年 4 月 1 日から福祉用具専門相談員の要件が見直されたことに伴う経過措置期間が、平成 28 年 3 月 31 日で終了しました。

【平成 28 年 4 月 1 日～】

福祉用具専門相談員となるための要件

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、指定講習修了者、適格講習修了者

指定講習修了者の場合、指定講習修了予定者(指定講習を受講中の者)は講習修了まで福祉用具専門相談員としての業務に従事することはできません。

事業所におかれましては、新規に福祉用具専門相談員を採用する際、また現在別の業務に従事している従業者が福祉用具専門相談員として勤務する場合には、修了証書を必ず確認し、事業所で写しを保管するとともに、市に提出するようお願いします。

<福祉用具専門相談員指定講習会の開催案内>

平成 29 年度に山口県内で開催が予定されている福祉用具専門相談員指定講習会については、随時「かいごへるぷやまぐち」に掲載されるので御確認ください。

福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】

福祉用具サービスがより効果的に活用され、利用者の生活の質の向上を図るためには、福祉用具サービス計画の作成が大変重要となってきます。

今後、厚生労働省より、H26.4.14付報道発表にて公表されました「福祉用具サービス計画の作成に関するガイドライン」に基づき、居宅サービス計画に沿った福祉用具サービス計画を作成し、福祉用具の提供を行ってください。

利用者が新規で福祉用具サービスを受ける場合に限らず、**福祉用具サービスに関する居宅サービス計画の変更がある場合^{【1】}**は、その都度、**変更した内容を反映させた福祉用具サービス計画書を作成し、利用者又は家族に説明・同意を得て交付してください。**

【1】について

福祉用具サービス計画（利用計画）の内容については変更なく、他の居宅サービス等の内容変更による居宅サービス計画の変更については、福祉用具サービス計画の再作成、及び利用者への説明・同意・交付の必要は特にありません。

ただし、他のサービスの変更により生活環境等に変化が生じる場合については、福祉用具の必要性や品目等についても再度検討し、必要に応じて福祉用具サービス計画を変更するようにご留意願います。

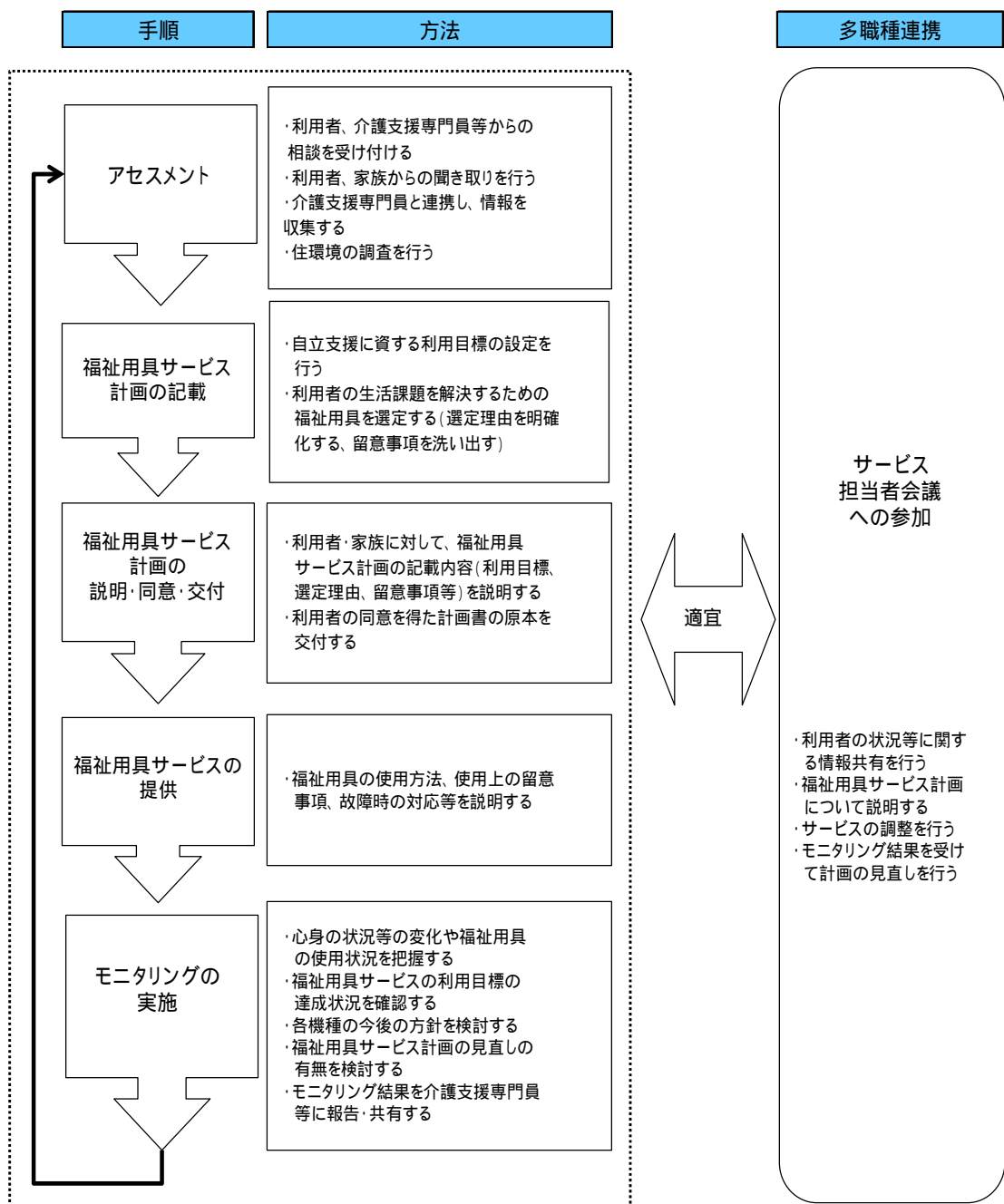
また、福祉用具サービス計画の変更がない場合に、指定居宅介護支援事業者から福祉用具サービス計画書の提供の求めがあった場合は、直近の福祉用具サービス計画の空欄に計画内容に変更のない旨を記載し、日付と担当の福祉用具専門相談員の署名をして提供してください。その場合は福祉用具貸与事業所においても、当該計画書の写しを保管し、業務日誌等にその経緯を記録しておいてください。

【参考】 ガイドライン掲載ホームページ「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/abc.html

福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について 【貸与・販売】

福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法は以下のとおりです。
 状況により前後することがあります。



【平成 26 年 3 月版 福祉用具サービス計画作成ガイドラインより】

福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)について【貸与・販売】

平成24年4月の福祉用具サービス計画の作成の義務化とともに、福祉用具専門相談員には、福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)の実施が義務付けられました。

福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画に定める計画期間の中で、定期的なモニタリングを行い、利用者の心身の状況、介護者の状況、置かれている環境の変化を把握し、利用する福祉用具を見直すことが望ましいと判断される場合等は、必要に応じて福祉用具サービス計画の変更を行うものとされています。

【モニタリングの流れ】



【心身の状況等に関する変化の把握事項】

項目	詳細(例)
身体状況・ADLの変化	・身体機能の改善によって、福祉用具を利用せずに動作ができるようになっていないか。 ・身体機能の悪化によって、当該福祉用具では動作ができなくなっていないか。(別の福祉用具が必要ではないか。)
意欲・意向等の変化	・利用者の生活意欲等の変化によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。 ・福祉用具に関して利用者からの要望はないか。
家族構成、主介護者の変化	・家族構成や主介護者の介護力等が変化していないか。 ・福祉用具に関して、家族からの要望はないか。
サービス利用等の変化	・サービス利用等の状況(外出機会、入浴回数等)によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。
住環境の変化	・福祉用具を利用する居室等の住環境が変化し、福祉用具が適合しなくなっていないか。
利用状況の問題点	・当初の想定通りの頻度で福祉用具が利用されているか(その時に応じて、一定の時刻・一定の時期に、常時等)。 ・使い方に不明点等はないか。 ・誤った使い方や、事故・ヒヤリハット等は発生しなかったか。
福祉用具のメンテナンス状況	・福祉用具は、正常に動作しているか。 ・修理等が必要な箇所はないか。

【平成26年3月版 福祉用具サービス計画作成ガイドラインより】

【モニタリングで確認する内容】

福祉用具サービス計画に記載した利用目標の達成状況を検証する。

当初に計画したとおり、福祉用具が適切に利用されているかを確認する。

心身の状況変化等に伴う利用者の新たなニーズを把握する。

福祉用具の点検を行い、必要に応じてメンテナンスを行う。

福祉用具の誤った利用やご操作により事故やヒヤリハットに繋がる可能性が想定されるところは、再度注意を喚起する。

軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】

軽度者【要支援1・2、要介護1の利用者（排便機能を有する自動排泄処理装置においては、要介護2・3の者も含む。）】は、その状態像から見て使用が想定しにくい（介護予防）福祉用具貸与に係る、下記枠内の福祉用具の種目について、一定の条件に該当するものを除き、原則として保険給付の対象外となり、指定（介護予防）福祉用具貸与費については算定できません。

原則として保険給付の対象外となる種目

- 「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、
- 「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、
- 「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」、
- 「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」

しかしながら、7頁に示す「厚生労働大臣が定める者」については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について、指定（介護予防）福祉用具貸与費算定が可能¹となります。

下関市では、その判断について「軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン」を策定しており、これを基に取り扱いますので、当該ガイドラインの内容に留意し、十分ご理解の上ご対応いただきますようお願いいたします。

1 指定（介護予防）福祉用具貸与費算定が可能となる場合

認定基本調査の直近の結果により「厚生労働大臣が定める者」と判断できる場合

「福祉用具貸与に係る協議書」の提出必要なし

主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果、「厚生労働大臣が定める者」と判断できる場合

車いす及び車いす付属品

（段差の解消を目的とする）移動用リフト（例：段差解消リフト）

「福祉用具貸与表1」に係る協議書の提出が必要

移動用リフトの中で、「昇降椅子」、「入浴用リフト」、「吊り上げ式リフト」は「福祉用具貸与表2」に係る協議書の提出をお願いします。

利用者の疾病等により次の状態にあり、～までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより特に必要と判断される場合

疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者」に該当する場合

疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者」に該当することが確実に見込まれる場合

疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合

「福祉用具貸与表 2」に係る協議書の提出が必要

「厚生労働大臣が定める者」については、7頁の表を参照

もしくは に該当する軽度者の場合は、利用を開始する前に介護支援専門員が介護保険課事業者係に「福祉用具貸与に係る協議書」を提出し、承認を得られたものについて福祉用具貸与費の算定が可能となります。

認定遅れ等により、軽度者に該当するかどうか確認できないが、利用者の身体状況を考慮し、対象外種目の暫定利用を開始する場合は、その時点で介護支援専門員から介護保険課事業者係への事前連絡が必要です。認定がおりた後、介護支援専門員は介護保険課事業者係へ結果を連絡し、必要に応じ「福祉用具貸与に係る協議書」を提出します。もしくは に該当する場合で、介護支援専門員が協議書を未提出のまま貸与を開始した場合には、給付費の返還になる可能性があります。

【参考】

単位数表示 11 - 注 4 (予防も同じ)、留意事項通知 第 2 の 9 (2)

「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」 厚生労働省告示第 94 号 (H27.3.13 付)

「介護保険サービス事業の申請様式等について」その他の様式 下関市ホームページ

【福祉用具貸与事業者が確認しておくべき事項】

福祉用具貸与事業者においては、介護支援専門員から要介護認定の認定調査票の内容が確認できる文書²を入手した上で、福祉用具貸与費の算定可能となる要件 (～) のどれに該当するのか確認し、サービス提供記録と併せて保存してください。

(² : 認定調査票の基本調査部分だけの写し、軽度者貸与に必要な該当項目を認定調査票から書き写した文書等)

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》11
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

【表】「厚生労働大臣が定める者」と具体的な該当要件

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	具体的な該当要件	備考
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者		(2)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7(歩行) 「できない」	
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者		
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) 「できない」	
床ずれ防止用具 及び体位変換器	(2) 日常的に寝返りが困難な者		
	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「できない」	
認知症老人徘徊 感知機器	次の(1)及び(2)に該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し、介護保険課へ提出。
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1(意思の伝達) 「できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7(記憶・理解)のいずれか 「できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15(問題行動)のいずれか 「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。	
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出 段差解消機以外のリフト(入浴用リフト、立ちあがり補助いす、吊り上げ式リフト)
	(1) 日常的に立ちあがりが困難な者	基本調査1-8(立ちあがり) 「できない」	
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「一部介助」又は 「全介助」	
自動排泄処理装置	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 段差解消機		(3)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6(排便) 「全介助」	
自動排泄処理装置	(2) 移乗が全介助を必要とする者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出
	移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「全介助」	

主治医の意見、医学的見解については、担当の介護支援専門員が聴取した、居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法で差し支えない。

介護保険給付の対象種目が否か判断が難しい福祉用具について 【貸与・販売】

福祉用具の対象種目は、福祉用具貸与、特定福祉用具販売ともに、厚生労働省告示により列挙されており、それ以外の福祉用具については介護保険の給付とすることができません。福祉用具の開発や改良により対象種目がどうか判断が難しい福祉用具もあります。

【対象種目が否か疑義が生じた製品の取り扱い】

貸与に係る製品については、直接介護保険課事業者係にご連絡又はご来庁いただくか、市のホームページに「介護保険制度に係る質問票」の様式を掲載しておりますので、こちらの様式でお問い合わせください。

なお、いずれの場合も、参考となるカタログ・パンフレット等を添えていただきますようお願いいたします（現品を拝見させていただく場合もありますが、その際は別途依頼します）。

また、販売に係る製品については、利用者と福祉用具の販売契約を締結する前に、直接介護保険課給付係にご相談ください。

【参考】

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」

厚生省告示第 93 号（H11.3.31 付）

歩行器について【貸与】

平成28年4月より、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)に一部追加(下記枠内)がありました。

第一 福祉用具

1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(1)～(8) (略)

(9) 歩行器

貸与告示第九項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは問わない。

なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能(自動制御等の機能)が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

(平成28年4月14日老高発0414第1号「介護保険最新情報 Vol.543」)

この通知を受けて、指定福祉用具貸与事業所より、以下の商品について介護保険給付の対象種目に該当するか否かの質問がありました。

検討した結果、下関市では介護保険の給付対象と判断いたしました。

- 1 企業名：株式会社幸和製作所
商品名：リトルキーパス TAISコード：00030 - 000169
- 2 企業名：RT.ワークス株式会社
商品名：RT.2(アールティーツー) TAISコード：01560 - 000003

複合的機能を有する福祉用具について【貸与・販売】

平成27年4月より、複合的機能を有する福祉用具について、介護報酬解釈に一部変更がありました。

「認知症老人徘徊感知機器」

認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内にある地点を通過した時に、センサーより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

「複合的機能を有する福祉用具について」を参照

「複合的機能を有する福祉用具について」

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

【変更前】

ナースコール機能や送受信機での通話機能など、それ以外の機能（貸与種目に該当しない機能）が含まれる「ナースコール連動型徘徊探知機」については、法に基づく保険給付の対象外。

【変更後】

認知症老人徘徊感知機器に該当する部分（例「床センサー」「コンソール」「メロディチャイム」と通信機器に相当する部分（例 ナースコールと中継するための「中継ボックス」「ナースコール」「センサー」）が区分できる場合には、認知症老人徘徊感知機器に該当する部分に限り保険給付対象。

ハンドル形電動車椅子の貸与について【貸与】

ハンドル形電動車椅子については、主に歩行補助の必要性が高い高齢者の日常的な移動手段として使用されていますが、平成20年から平成26年までに当該車いすを使用中の死亡・重傷事故が51件発生しています。

これを踏まえ、平成28年7月、消費者安全調査委員会において、消費者安全法に基づく消費者安全確保の見地から、厚生労働大臣、国土交通大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官に対し、「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」(平成28年7月22日付け消安委第62号)のとおり、ハンドル形電動車椅子の貸与時等に関するリスク低減策に関する意見具申がなされたところです。

つきましては、ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けて、今般の意見内容が適切に行われるよう、以下の点に特に注意してください。

1 2 厚生労働大臣への意見

(1) ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策(運転者の身体的能力及び運転適性の確認強化)の試行

ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策(運転者の身体的能力及び運転適性の確認強化)として、以下を試行すること。

介護保険制度を利用したレンタル利用者に対し、既に行われている身体的能力及び運転適性の確認方法に、認知機能の検査手法や運転履歴情報に基づく運転適性の確認を追加し、確認結果の経時的な変化を分析することにより身体的能力及び運転適性の低下の有無について評価すること。

運転適性の確認は、経済産業省の協力を得て、有用な運転履歴情報の検討及び現在のハンドル形電動車椅子が有する運転記録機能に運転履歴情報の保存及び出力機能を付加して活用すること。

身体的能力(感覚機能、運動機能、認知機能など)及び運転適性の低下が認められた利用者に対しては、貸与側が使用環境に留意し、経済産業省の協力を得て、ハンドル形電動車椅子の最高速度を下方変更し、その効果を検証すること。

厚生労働省においては、「平成29年度老人保健健康増進等事業」を活用し、具体的なリスク低減策について研究事業を進めることとしています。

福祉用具専門相談員においても、新規に貸与する際の用具の点検、利用者の身体の状態に応じた用具の調整、使用方法の説明・指導の際だけでなく、

既に貸与されている利用者へのモニタリング時の確認においても、上記内容に留意して行ってください。

2 厚生労働大臣への意見

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与に関するリスク低減策の実施

ハンドル形電動車椅子貸与時の使用環境確認では、踏切のリスクの度合い(横断距離や踏切道側面の段差高さ等)を確認し、利用予定者に確実に説明することを福祉用具関係者に周知すること。

福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、要介護者等が踏切の横断で使用することが想定される場合には、

- ・ 充電の残量を常時確認する。
- ・ 踏切の手前では必ず一時停止し、左右の安全確認を行う。
- ・ 線路に対しては直角に進行する。
- ・ 脱輪の恐れがあることから踏切の端には寄り過ぎない。
- ・ 段差の通過は勢いをつけず安全な速度で進行する。

といった安全に使用するための留意事項について、あらかじめ利用者及び家族に説明してください。

なお、迂回が可能な場合には踏切の横断を避けることはもとより、やむを得ず横断する場合でも介助者が同行することが望ましいことは言うまでもありません。

3 2 厚生労働大臣への意見

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与に関するリスク低減策の実施

ハンドル形電動車椅子の登降坂性能(傾斜角度10°以下)を超えた急坂での使用を防ぐための警告機能が備わっていない機種が存在する。使用環境にハンドル形電動車椅子の登降坂性能を超える急坂がないことを確認できない限りは、前述の警告機能を有するハンドル形電動車椅子を提供するように福祉用具関係者に周知すること。

福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、要介護者等の使用環境を十分に確認いただいた上で、登降坂性能を超える急坂での使用が想定される場合には、警告機能を有するものを選定するようにしてください。

4 2 厚生労働大臣への意見

(2) ハンドル形電動車椅子の貸与に関するリスク低減策の実施

緊急事態において使用者が単独で危険を回避できない状況も予想されるため、周囲へ緊急事態を知らせる方法の検討を福祉用具関係者に促すこと。

福祉用具専門相談員等においては、ハンドル形電動車椅子の貸与に当たって、要介護者等の使用環境を十分に確認いただいた上で、

- ・ 踏切の横断に際し、脱輪等により動けなくなった場合には、ハンドル形電動車椅子の警音器又は周囲の協力を得て非常押しボタンを使用する。
- ・ 急坂、畦道、段差等の走行に際し、バランスを崩す等により動けなくなった場合には、ハンドル形電動車椅子の警音器を使用する。

といった周囲へ緊急事態を知らせる方法について、具体的な使用場面を想定しながら検討いただくとともに、必要に応じて実際にハンドル形電動車椅子を使用させながら使用方法の指導を行ってください。

《関係資料》 消費者庁ホームページ

- ・「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」(平成28年7月22日 消安委第62号)
(http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/9_iken.pdf)
- ・「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」(平成28年7月22日 消費者安全調査委員会)
(http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/9_houkoku_honbun.pdf)

その他

ハンドル形電動車椅子の安全な使用に向けては、公益財団法人テクノエイド協会の「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」、電動車いす安全普及協会の「電動車いす安全利用の手引き」及び「電動車いす安全運転のすすめ(動画)」がそれぞれのホームページで閲覧が可能となっていますので、これらの情報も積極的に活用してください。

《参考》 ・公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」

(<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>)

- ・電動車いす安全普及協会「電動車いす安全利用の手引き」及び「電動車いす安全運転のすすめ(動画)」 (<http://www.den-ankyo.org/guidance/safety.html>)

福祉用具貸与に関する質問事項等について【貸与】

同一種目の福祉用具の複数貸与について

居宅介護支援事業者及び福祉用具貸与事業者のアセスメントにより、使用頻度、使用用途、住環境等の状況に適した型式等を考慮した結果、同一種目の福祉用具を複数貸与することが必要と判断された場合には貸与可能です。

ただしこの場合、同一種目の福祉用具を複数要する理由については特に記録に残しておくようにし、モニタリングを適宜実施して適切な介護保険給付となるよう、福祉用具専門相談員として専門的な立場から助言等を行ってください。

途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としています。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行います。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えありません。

いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程や重要事項説明書に記載する必要があります。

なお、介護給付費明細書の記載方法については、福祉用具貸与を現に行った日数を記載します。

(参照 15.6.30 介護保険最新情報 vol.153 介護報酬に係る Q&A(vol.2))

福祉用具サービス計画の交付について

福祉用具サービス計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合、福祉用具サービス計画が居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認し、必要に応じて変更してください。先に交付しても構いませんが、居宅サービス計画との違いが判明した際は、変更した福祉用具サービス計画を改めて交付してください。

(参照 11.9.17 老企第 25 号第 3 の 11 の 3(3)「福祉用具貸与計画の作成」)

短期入所生活介護を1ヶ月間利用している場合の福祉用具貸与について

福祉用具貸与は、居宅要介護者(居宅(軽費老人ホーム等の居室を含む)において介護を受けるもの)を対象としています。

一方、「短期入所生活介護」については、介護保険法第8条第9項に「居宅要介護者について、～老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。」とあり、居宅要介護者に対しての「居宅を離れて提供されるサービスである」と解されます。

よって、短期入所生活介護を1ヶ月間継続して利用している利用者については、この期間居宅に所在していないため、福祉用具貸与費は算定不可と取り扱います。

なお、1ヶ月間のうち1日でも居宅へ帰宅し、その居宅において福祉用具を利用する場合にはこの限りではありません。

車いす付属品、特殊寝台付属品のための貸与について

(質問) サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームの入居者が、当該施設が準備した車いすや特殊寝台を利用している場合(介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している場合)、付属品のみを介護保険で貸与することは可能ですか。

既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについての介護保険給付の有無に関らず、付属品のみを介護保険で算定することは可能です。ただし、当該施設が準備した車いすを入居者が共用で利用し、その付属品についても共用で利用する場合、入居者個人の介護保険で貸与することは適切ではないと考えます。また、付属品については、本体と一体的に使用するものに限られているため、以下のような使用例は不適切な事例として保険給付費返還の対象となりますのでご注意ください。

- ・ 車いす用クッションを普通の椅子や座いすの上に置いて利用する。
- ・ 特殊寝台付属品を家具調ベッドや簡易式ベッドの付属品として利用する。
- ・ オーバーヘッドテーブルを物置(テレビ台や書見台)として使用する。

なお、付属品のための貸与を行う際は、その付属品と一体的に使用する本体の機種・型式等を、福祉用具サービス計画書(基本情報)「利用している福祉用具」欄に記載してください。

上がり框に据え置く踏み台付き手すりの貸与について

(質問) 玄関の上がり框に据え置く手すりとステップ台がセットになっている製品は、ステップ台も含めて「手すり」として介護保険の給付対象となりますか。

手すりの設置に工事の必要はなく、手すりのベースはネジで止めるようになっている。

製品として、同型式の手すりのみで、ステップ台がセットになっていないものがある。(手すりとステップ台を区分することができる。)

ステップ台は介護保険の給付対象とはなりません。

福祉用具貸与では、複合的機能を有する福祉用具について、それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断します。

手すりとステップ台がセットになっている製品の場合、手すりとステップ台を区分することができ、ステップ台については福祉用具貸与の種目には該当しないため、介護保険の給付対象とはなりません。

入院中に一時帰宅(外泊した場合も含む)した場合の算定について

(質問) 入院中の要介護者について、自宅での生活が可能かどうかを確認するため、退院前に一時的に外泊した際に利用する福祉用具について、介護保険において算定可能となりますか。

入院している者が外泊時に利用する居宅サービスについては、介護保険において算定できません。なお、一時的であっても退院される場合は算定可能となります。

実地指導における指摘事項について【貸与・販売】

平成28年度に実施した福祉用具貸与、特定福祉用具販売事業所への実地指導における指摘事項の概要を下表に示しましたので、業務の参考とされてください。

【福祉用具貸与】

項目	実地指導時の状況	指導内容
内容及び手続の 説明及び同意	重要事項説明書の内容に不十分な箇所がある。 「営業日及び営業時間」の休業日について、内容に誤りがある。 「指定福祉用具貸与の提供方法」の内容が不十分である。 「利用料その他の費用の額」の内容が不十分である。	利用者に対する説明責任として、以下の内容を訂正すること。 休業日について、運営規程との整合を図り、記載内容を訂正すること。 指定福祉用具貸与の提供方法について、運営規程との整合を図り、「福祉用具選定への援助・同意」「搬入」「調整、説明、確認」「アフターサービス、使用状況の確認」「搬出」の内容を追記すること。 その他の費用の額として、以下に関する内容を追記すること。 ・搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用 ・その他の費用が発生する場合の利用者負担に係る利用者又は家族に対する事前の説明及び利用者の文書同意
	(介護予防)福祉用具貸与計画の同意を得た後に、重要事項説明書の同意を得ていた。	利用者に対し適切な指定(介護予防)福祉用具貸与を提供するため、サービス提供開始に際し、利用申込者又はその家族に重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。 なお、説明を受ける家族が遠方に居住する場合など、やむを得ず交付が遅れる場合は、サービス提供開始前に利用者又は家族に説明を行い、口頭で同意を得るなどし、同意日等必要事項を記録しておくこと。
介護予防福祉用具貸与計画の作成	6月に1度メンテナンスのため利用者宅を訪問し、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下本項目において「モニタリング」という。)を実施しているがその記録がない。	福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。また、モニタリングの結果、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業所とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行う必要があるため、結果についても記録を残すこと。
(介護予防)福祉用具貸与計画の作成	特定介護予防福祉用具販売と同時に介護予防福祉用具貸与の利用を開始した利用者に対し、福祉用具サービス計画を作成し、その内容について利用者に説明し同意を得て交付していたが、以下の内容に不備があった。 ・事業所による署名日記載済みの当該計画書に利用者の署名を得た。	福祉用具専門相談員が計画作成時に誤って署名日を記載し、記載日以降に計画内容に対する説明・同意・交付の利用者署名を得たとのことだった。署名日は、サービス利用開始前に(介護予防)福祉用具サービス計画について利用者に説明し、同意を得て交付したことの証明となるため、利用者が記載すること。
	基本情報に記載する内容が不十分な事例がある。	「相談内容」、「身体状況・ADL」の日付欄、「介護環境」の利用している福祉用具欄、「意欲・意向等」の項目について記載漏れが見えられた。アセスメントを行うにあたり重要な項目であるため、記載漏れのないように注意すること。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》11
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

項目	実地指導時の状況	指導内容
運営規程	運営規程の内容に不十分な箇所がある。 ・「利用料その他の費用の額」の内容が不十分である。	利用料について、一定以上所得者の負担割合を追記すること。 その他の費用の額として、以下に関する内容を追記すること。 ・通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 ・搬出入に特別な措置が必要な場合に要する費用 ・その他の費用が発生する場合の利用者負担に係る利用者又は家族に対する事前の説明及び利用者の文書同意
勤務体制の確保等	勤務表の内容に以下のとおり不十分な箇所がある。 本市の参考様式「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を勤務表として使用しているため、29日以降の勤務予定がわからない。 勤務表に勤務時間数は記載されているが、日々の勤務の開始時間及び終了時間の記載がない。	人員管理の適正化及び勤務状況の明確化の観点から、以下のとおり勤務表を訂正すること。 29日以降の勤務予定が分かるように、勤務表を調製すること。 日々の勤務の開始時間及び終了時間について記載すること。
掲示及び目録の備え付け	運営規程及び苦情処理体制についてファイルに綴じて閲覧可能な状態にしているが、閲覧内容に不十分な箇所がある。	運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 利用者に対する説明責任として、運営規程に関する指摘を改善した上で、事故発生時の対応についても記載し、閲覧できるようにすること。 なお、重要事項説明書には上記内容が含まれるため、運営規程に代えて、指摘事項を訂正した重要事項説明書を閲覧することも差し支えない。
秘密保持等	利用者の個人情報を使用する場合の利用者の同意書はあるが、家族の個人情報を使用する場合の家族の同意書がない。	今までサービス担当者会議等において家族の個人情報を提供したことはないとのことだが、個人情報への配慮の観点から、家族の個人情報を使用する場合に備えて、家族の同意が得られるように同意書を調製すること。

平成29年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》11
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

【特定福祉用具販売】

項目	実地指導時の状況	指導内容
内容及び手続の 説明及び同意	重要事項説明書の内容に不十分な箇所がある。 「営業日及び営業時間」の休業日について、内容に誤りがある。 「指定特定福祉用具販売の提供方法」の内容が不十分である。 「販売費用の額その他の費用の額」の内容が不十分である。	利用者に対する説明責任として、以下の内容を訂正すること。 休業日について、運営規程との整合を図り、記載内容を訂正すること。 指定特定福祉用具販売の提供方法について、運営規程との整合を図り、「特定福祉用具選定への援助・同意」「搬入」「調整、説明、確認」「使用状況の確認」の内容を追記すること。 その他の費用の額として、以下に関する内容を追記すること。 ・搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用 ・その他の費用が発生する場合の利用者負担に係る利用者又は家族に対する事前の説明及び利用者の文書同意
特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成	介護予防福祉用具貸与と同時に特定介護予防福祉用具販売の提供を開始した利用者に対し、福祉用具サービス計画を作成し、その内容について利用者に説明し同意を得て交付していたが、以下の内容に不備があった。 ・事業所による署名日記載済みの当該計画書に利用者の署名を得た。	福祉用具専門相談員が計画作成時に誤って署名日を記載し、記載日以降に計画内容に対する説明・同意・交付の利用者署名を得たとのことだった。署名日は、サービス利用開始前に(介護予防)福祉用具サービス計画について利用者に説明し、同意を得て交付したことの証明となるため、利用者が記載すること。
	基本情報に記載する内容が不十分な事例がある。	「相談内容」、「身体状況・ADL」の日付欄、「介護環境」の利用している福祉用具欄、「意欲・意向等」の項目について記載漏れが散見された。アセスメントを行うにあたり重要な項目であるため、記載漏れのないように注意すること。
運営規程	運営規程の内容に不十分な箇所がある。 ・「販売費用の額その他の費用の額」の内容が不十分である。	その他の費用の額として、以下に関する内容を追記すること。 ・通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 ・搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用 ・その他の費用が発生する場合の利用者負担に係る利用者又は家族に対する事前の説明及び利用者の文書同意
勤務体制の確保等	勤務表の内容に以下のとおり不十分な箇所がある。 本市の参考様式「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を勤務表として使用しているため、29日以降の勤務予定がわからない。 勤務表に勤務時間数は記載されているが、日々の勤務の開始時間及び終了時間の記載がない。	人員管理の適正化及び勤務状況の明確化の観点から、以下のとおり勤務表を訂正すること。 29日以降の勤務予定が分かるように、勤務表を調製すること。 日々の勤務の開始時間及び終了時間について記載すること。
掲示及び目録の備え付け	運営規程及び苦情処理体制についてファイルに綴じて閲覧可能な状態にしているが、閲覧内容に不十分な箇所がある。	運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 利用者に対する説明責任として、運営規程に関する指摘を改善した上で、事故発生時の対応についても記載し、閲覧できるようにすること。 なお、重要事項説明書には上記内容が含まれるため、運営規程に代えて、指摘事項を訂正した重要事項説明書を閲覧することも差し支えない。
秘密保持等	利用者の個人情報を使用する場合の利用者の同意書はあるが、家族の個人情報を使用する場合の家族の同意書がない。	今までサービス担当者会議等において家族の個人情報を提供したことはないとのことだが、個人情報への配慮の観点から、家族の個人情報を使用する場合に備えて、家族の同意が得られるように同意書を調製すること。